

# 鳥取縣公報

## 規則

鳥取縣規則第七十四号

学校教育法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 学校教育法施行細則

#### 第二章 総則

##### 第一節 設置、廃止

第一條 学校教育法施行規則（以下規則という）第二條による認可申請に添える図面は次の通りとする。

- 一、校地及建造物配置図（二百分の一の縮図とし方位線、坪数区劃及坪数高低排水並に附近の地形情况等を記入しなければならない）

二、建物図（校地、体操場或は実習地の場合はこれを

昭和二十三年十月二十九日  
第千九百五十六号

金 曜 日

（缺く）

- イ、各階平面図（百分の一の縮図とし各室の長幅、坪数、名称、窓、出入口、階段、便所、廊下、昇降口を詳記し、増築及び模様替の場合は朱線でその区域を明らかにしなければならない）

ロ、断面図（二十分の一の縮図）

ハ、床伏図（階下、階上共百分の一の縮図）

ニ、小屋伏図（百分の一の縮図）

ホ、軸組図（同）

ヘ、立図面（同）

ト、其他主要部詳細図（二十分の一の縮図）

第二條 規則第四條の規定により増改築をしようとするときは次の書類に第一條に定める図面を添えて知事に届け出なければならない。

一、変更の目的及び理由

鳥取縣公報 昭和二十三年十月二十九日 第千九百五十六号 第三回郵便物検査

- 二、 経費及財源
- 三、 着手及び竣功期日
- 四、 各学年学級別の生徒及び児童数
- 五、 設計書

第三條 他の建物を學校の施設として使用しようとするときは第二條の規定に準じて知事に届け出なければならない。

第二節 衛生、懲戒、その他

第四條 生徒、児童及び幼児又はその同居者中に傳染病が発生したときは、市町村長は遅滞なく知事及び関係学校長に之を通知しなければならない。

第五條 学校長は生徒、児童及び幼児が傳染病にかゝり著しくはそのおそれある場合に出席停止を命じたときは、遅滞なく知事及び市町村長に之を報告しなければならない。

之を解除したときも同様である。

第六條 規則第十三條に定める懲戒は学校長が定める懲戒委員会に付して之を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

第七條 規則第十五條に規定する表簿の外に次の表簿を備えなければならない。

- 一、 学校沿革誌
- 二、 卒業証書台帳
- 三、 公文書綴(軍政部關係指令は別綴とすること)
- 四、 統計書類
- 五、 学習指導計画書
- 六、 職員出張命令簿
- 七、 諸願届書綴
- 八、 宿直日誌
- 九、 賞罰録

前項第一号及び第二号は無期保存とし、その他の表簿は五年以上これを保存しなければならない。

第二章 小学校

第一節 設備、編制

第八條 小学校の名称は次の通りとし設置者は知事に之を届け出なければならない。

これを変更しようとするときもまた同様である。

一、 市の設置する小学校何市立何々小学校

二、 町村の設置する小学校何郡学校組合立何々小学校

第九條 規則第十七條の規定により新に分校を設けたときは、その設置者は第一條に規定する図面を添え次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一、 位置及び名称
- 二、 学級編制表
- 三、 前年度の編制

分校を廃止しようとするときはその理由及び児童の処置を具し知事に届け出なければならない。

第十條 規則第二十條の規定により学級を編制又は変更しようとするときは、申請書に第一号の様式による学級編制表及び第一條第一号第二号に定める図面を添えて申請しなければならない。

第二節 教 科

第十一條 規則第二十六條の規定により児童の身体の状態によつて履修することの出来ない教科のあるときは、その保護者はその理由を具して学校長に届け出なければ

ばならない。

第十二條 規則第二十八條の規定により学校長が授与する卒業証書は第二号の様式によるものとする。

第三節 就 学

第十三條 規則第三十二條第二項但書の規定により学校選択の申立をしようとするときは二月十五日迄にその手續をしなければならない。

第十四條 学校教育法第二十三條の規定により就学義務の免除をうけようとするときは市町村長はその理由を具し、二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならない。但し、二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならず、其の都度速かに之を申請しなければならない。

第十五條 就学を免除又は猶予された児童が就学したときは市町村長はその理由を具し、二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならない。但し、二月二十五日迄に知事の認可を受けなければならず、其の事由を生じたときは其の都度速かに之を申請しなければならない。

第十六條 就学を免除又は猶予された児童が就学したと

きは、市町村長は直ちにその旨を知事に届け出なければならぬ。

第十七條 規則第三十三條の規定により市町村長が児童の入学に關し關係学校長に通知するときは、同條に定める外左の事項を具えなければならぬ。

一、児童の生年月日、性別、住所  
二、保護者の氏名、住所、職業及び児童との關係  
第十八條 市町村長は学校長から規則第四十條第一項の規定する報告を受けた日から五日以内に就学又は出席の督促をしなければならぬ。

第十九條 市町村長は缺席児童督促簿を備え規則第四十條の規定により缺席児童督促又は報告の手續をしその都度頭末を詳記しなければならぬ。

第二十條 保護者が市町村長に規則第四十三條の規定による届出をする場合は退学の日より七日以内とする。

第四節 学期及び授業日  
第二十一條 小学校の学期は次の通りとする。  
第一学期 自四月一日 至七月三十一日

第二学期 自八月一日 至十二月三十一日  
第三学期 自一月一日 至三月三十一日  
第四十二條 規則第四十七條第三号に規定する休業日は次の通りとする。

一、夏季休業日 自七月三十一日 至八月二十日  
二、冬季休業日 自十二月二十六日 至翌年一月八日  
三、学年末休業日 自三月二十五日 至三月三十一日  
四、農繁期休業日 二十日以内  
前項は学校長が知事の認可を受けその時期を變更し或はその日数を通算した範圍内で之を増減することが出来る。

第一項第四号はその期間学年及び指導計画を具し学校長は知事の認可を受けなければならぬ。

第二十三條 前條に規定する休業日の外に休業する必要がある場合は十日以前にその理由、期日等を具し知事の認可を受けなければならぬ。

第二十四條 規則第四十八條の規定はより知事に報告する場合には、非常震災その他急迫の事情が発生した日

から五日以内に報告しなければならぬ。

第五節 職員

第二十五條 公立小学校職員が死亡したときは学校長はその年月日及び遺族の住所氏名を具して知事に届け出なければならぬ。

第二十六條 公立小学校職員であつて休職を命ぜられた者がその休職期間内に事故が止んだときは学校長はその旨を知事に届け出なければならぬ。但し傷痍或は疾病の爲に休職を命ぜられた者については医師の診断書を添えなければならぬ。

第二十七條 公立小学校の助教諭が左の各号の一に該当するときは休職を命ずることが出来る。

一、懲戒事件について人事委員会の審査に付せられたとき  
二、刑事事件について起訴せられたとき

三、学校編制の変更其の他の理由によつて過員を生じたるとき  
四、教員養成を目的とする國立縣立の学校に入学する

とき

五、教育上又は事務上必要なとき

六、傷痍を受け若しくは疾病に罹り其の職に堪えないとき

第二十八條 休職者は職務に従事せず及び俸給を減ぜらる。或は之を受けない。その他総て在職者と異なるところがない。

第二十九條 学校長は職員の授業担任を定めなければならぬ。

第三十條 学校長は職員に対して授業以外の事務を分掌させることが出来る。

第三十一條 学校長は法令又は規則の範圍内に於て職務上必要な諸規則を設けなければならぬ。

第三十二條 学校長が事故あるときは上席職員がその職務を代理する。

第三十三條 公立小学校職員が出勤したときは出勤簿に捺印しなければならぬ。

第三十四條 公立小学校職員は宿直、日直をしなければ

00146

ならない。

但し特別の事由ある場合には知事の認可を受けて宿直、日直をしないことがある。

第三十五條 小学校職員が出産の爲に休養をしようとするときは医師の診断書或は産婆の証明書添付してその日数を具し知事に届け出なければならぬ。

前項の休養期間は出産の前後を通して十六週間とする。  
第三十六條 公立小学校職員が缺勤をしようとするときは、その事由及び日数を具し学校長に届け出なければならぬ。

前項の場合にその缺勤十五日以上にわたるときは知事に届け出なければならぬ。但し疾病の場合には医師の診断書を添えなければならぬ。

第三十七條 公立小学校職員が忌引しようとするときは、死亡者の氏名、続柄及び死亡年月日、を具し学校長に届け出なければならぬ。

第三十八條 公立小学校職員が縣内に出張しようとするときは学校長に、縣外に出張しようとするときは其

の事由を旅行先及び日数を具し知事に願出なければならぬ。

第三十九條 公立小学校職員が休職、退職、轉任或は出向を命ぜられたときは遅滞なく学校長或はその代理者に事務を引継がなければならぬ。

前項により引継を完了したときは各当事者連署の上学校長に在つては知事、職員にあつては学校長に報告しなければならぬ。

第四十條 公立小学校職員が新任、轉任或は出向を命ぜられたときは辞令書受領の日から五日以内に赴任しなければならぬ。但し五日以内に赴任し難いときはその事由を具し知事の認可を受けなければならぬ。任地に到着したときは其の旨を知事に届け出なければならぬ。

第四十一條 公立小学校職員より知事に提出する文書はすべて学校長を経由しなければならぬ。

第四十二條 公立小学校職員が学校の入学或は資格に關する受験を願しようとするときは知事の許可を得な

00147

ければならぬ。但し本縣に於て小学校教員検定を受けるときはこの限りではない。

第四十三條 公立小学校職員が本籍或は氏名を変更したときはその事由及び年月日を具し知事に届け出なければならぬ。

第六節 俸給、旅費及び諸給与

第四十四條 公立小学校の助教諭の俸給は、官吏俸給令に規定する第三号表の額とする。

第四十五條 公立小学校職員が宿直及び日直をした場合には縣が手当を支給しなければならぬ。

第四十六條 公立小学校の助教諭の旅費其の他の諸給与並にその支給方法については総て地方教育の例による。

第三章 中学校

第四十七條 第八條から第四十六條までの規定は中学校にこれを準用する。

第四章 高等学校

第四十八條 規則第五十九條の規定による入学試験は縣が行ふ。入学の許可は学校長が行ふ。学校長は

次の事項を知事に届け出なければならぬ。

一、受験人員(男女別)

二、入學許可人員(男女別)

第四十九條 規則第六十條の規定により入學者の學力を檢定するには試験によらなければならぬ。前項の試験を行つた場合は前條に準じて知事に届け出なければならぬ。

第五十條 規則第六十一條の規定により轉學又は轉籍を許可した場合は学校長は學年及び氏名を知事に届け出なければならぬ。

第五十一條 規則第六十二條の規定により休學及び退學を許可した場合は学校長はその理由、學年及び氏名を知事に報告しなければならぬ。

第五十二條 高等學校の學期は次の通りとする。

第一學期 四月一日から九月三十日迄

第二學期 十月一日から三月三十一日迄

第五十三條 第二十二條から第四十六條までの規定は高等學校にこれを準用する。

第五章 特殊教育  
 第五十四條 第八條から第四十六條までの規定は實學校、學藝學校及び養護學校に之を準用する。  
 第六章 幼稚園  
 第五十五條 第八條から第十條まで及び第二十一條から第四十六條までの規定は幼稚園に之を準用する。  
 附 則  
 第五十六條 この規則は昭和二十三年四月一日から之を適用する。

第五十六條 この規則は昭和二十三年四月一日から之を適用する。

〇〇小学校学級編表

学級	学年	男	女	合計	教室	坪数
第一学級	第何学年					
第二学級	〃					
第三学級	〃					
合計						

(第二号様式)  
 番号  
 卒業証書  
 氏名  
 年月日

小学校の全課程を修了したことを証する

年 月 日

小学校長氏名 印

割印

第 号

〇鳥取縣規則第七十五号

保母試験手数料徴收規程を次のように定める

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

保母試験手数料徴收規程

第一條 地方公共団体手数料規則にも于き保母試験手

手数料として百円を徴収する  
 第二條 前條に規定する手数料はこれを願書に添えて納付しなければならぬ  
 第三條 この規程によつて納付した手数料はこれを還付しなす  
 附 則

この規程は昭和二十三年十一月一日からこれを施行する

告 示

〇鳥取縣告示第五百四十三号

國民健康保険を行う次の村に対し國民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、國民健康保険を行う村 八頭郡池田村

二、條例制定の認可年月日 昭和二十三年十月十五日

〇鳥取縣告示第五百四十四号

昭和二十三年十月三十一日を以て鳥取縣弓濱西岸埋立建

設事務所設置規程を次のように定めた

昭和二十三年十月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣弓濱西岸埋立建設事務所設置規程

第一條 弓濱西岸埋立事業を掌理せしむるため鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所を置く

第二條 鳥取縣弓濱西岸埋立建設事業所の位置及び管轄区域は次の通り

位 置 管 轄 区 域

鳥取縣西伯郡渡村 鳥取縣西伯郡外江町、渡村、中濱村、崎伊村、彦名村

第三條 本規程に定めるものゝ外必要なる事項は別に定める

附 則

本規程は昭和二十三年十月三十一日から適用する

正 誤

昭和二十三年九月三日鳥取縣告示第四百二十一号鳥取縣

